

子ども・子育て支援新制度の概要

1 子ども・子育て関連3法の成立

子ども・子育て関連3法の成立【平成24年8月22日公布】

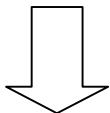
- 子ども・子育て支援法
- 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（認定こども園法一部改正法）
- 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（整備法）



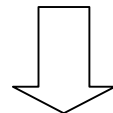
平成27年4月施行・新制度スタート

2 新制度の目的

- ・急速な少子化の進行
- ・結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状
- ・子育ての孤立感と負担感の増加
- ・子ども・子育て支援が質・量ともに不足
- ・待機児童問題
- ・子育て支援の制度・財源の縦割り



こうした課題の解決に向けて



目的1：質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供

- 幼稚園と保育所の良さをあわせもつ【認定こども園】の普及を進める。
- 小学校就学前の子どもに対する学校教育や保育の給付を共通に

目的2：保育の量的拡大・確保

- 地域のニーズを踏まえ、認定こども園、保育所などを計画的に整備
- 家庭的保育、小規模保育などの地域型保育への財政支援

目的3：地域の子ども・子育て支援の充実

- 親子が交流できる拠点の整備
- 一時預かりの増加
- 放課後児童クラブの増加（小学6年生まで対象を拡大）

3 新制度のポイント

(1) 新制度の柱

○認定こども園制度の改善

幼保連携型認定こども園についての認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置付け

○「施設型給付」（認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付）及び「地域型保育給付」（小規模保育等への給付）の創設

○地域の子ども・子育て支援の充実

(2) 新制度における給付の全体像

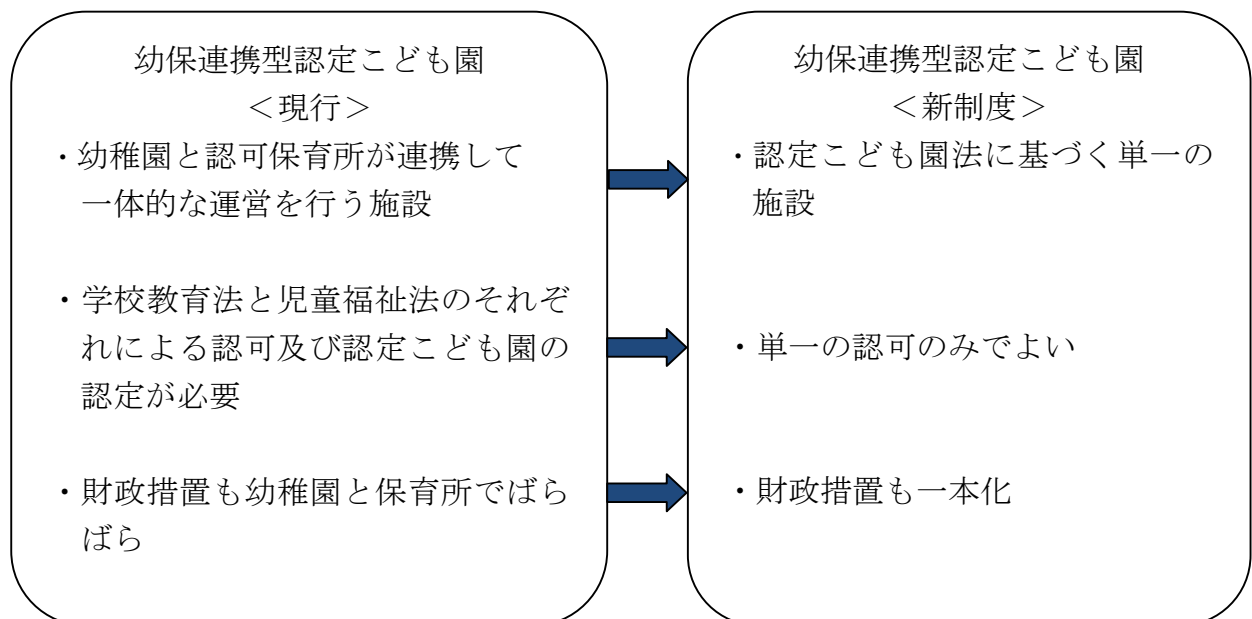
6 ページのとおり

(3) 新制度の主な内容

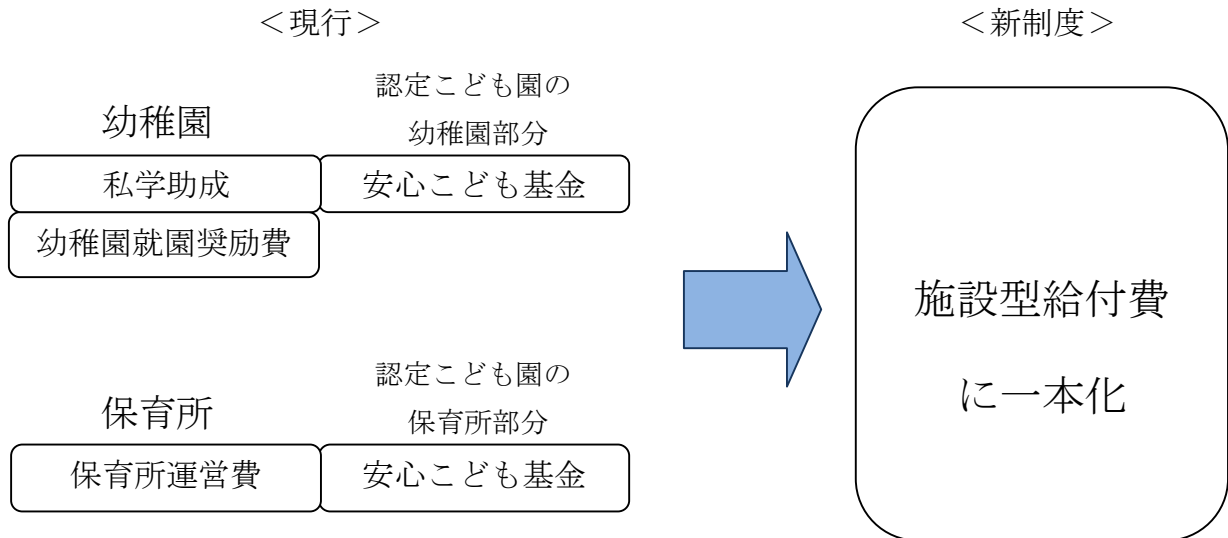
①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供

○幼稚園と保育所の良さをあわせもつ【認定こども園】の普及促進

【現行の幼保連携型認定こども園と、新制度における同施設の比較】

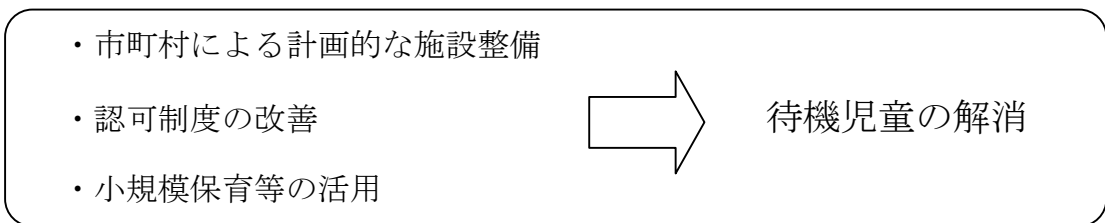


○施設型給付費の創設

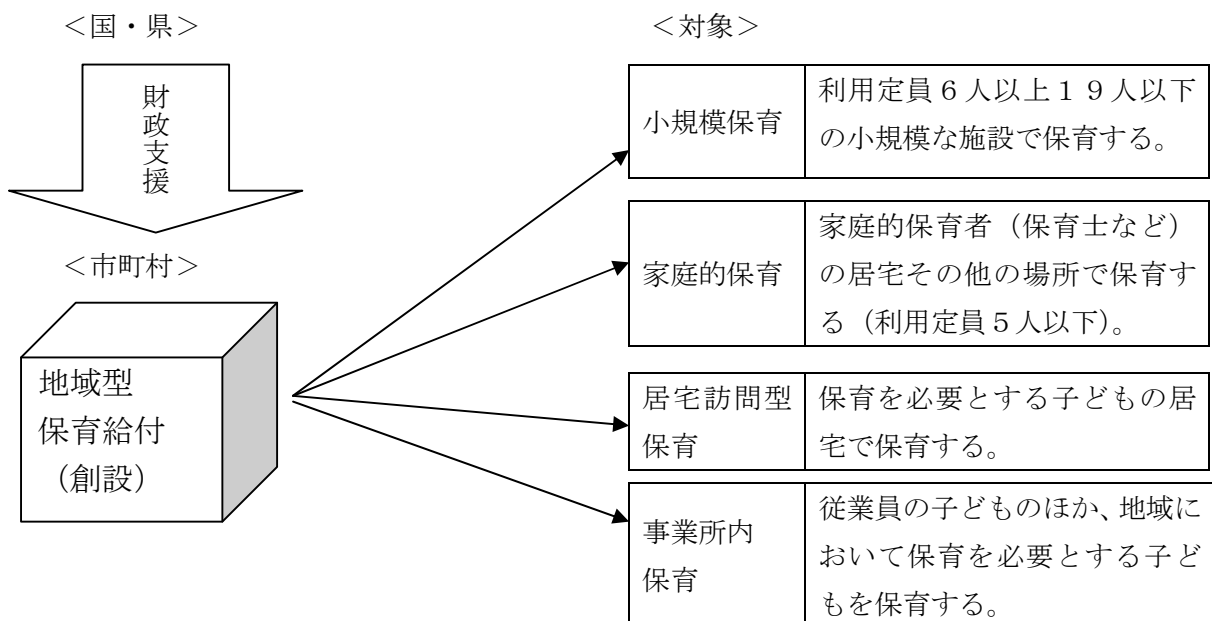


②保育の量的拡大・確保

○地域のニーズを踏まえ、認定こども園、保育所などを計画的に整備



○地域型保育給付の創設



③地域の子ども・子育て支援の充実

すべての家庭を対象に、親子が交流できる拠点を増やすなど、地域のニーズに応じた多様な子育て支援を充実させるため、財政支援を強化する。

【地域子ども・子育て支援事業】 ※対象事業の範囲は法定

- 利用者支援
- 地域子育て支援拠点事業
- 一時預かり
- 養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業
- ファミリー・サポートセンター事業
- 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業
- 延長保育事業
- 病児・病後児保育事業
- 乳児家庭全戸訪問事業
- 妊婦健診
- 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- 子育て短期支援事業
- 放課後児童クラブ（小学6年生まで拡大）

4 市町村の役割と利用手続きの流れ

(1) 市町村の役割

- 施設や事業者が施設型給付や地域型保育給付を受ける対象としての適格性を確認する。
- 地域型保育給付（小規模保育事業・家庭的保育事業・居宅訪問型保育事業・事業所内保育事業）事業の認可を行う。
- 客観的基準に基づき、保育の必要性を認定する。
- 保護者の利用にあたっての支援、あっせん、要請、調整等

(2) 利用手続きの流れ

7 ページのとおり

5 今後の作業スケジュール

平成24年度

子ども・子育て関連3法成立



【新制度の施行に向けた対応】

平成25年度

○子ども・子育て会議設置

子ども・子育て支援事業計画の策定や見直し、子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進についての調査審議を行う。

○子育てに関するニーズ調査

地域における子ども・子育てに係るニーズを調査し、子ども・子育て会議の意見を聞きながら、子ども・子育て支援事業計画に反映する。



平成26年度

○子ども・子育て支援事業計画の策定

新制度の給付・事業の需要見込み量、提供体制の確保の内容及びその時期を盛り込んだ子ども・子育て支援事業計画を策定する。
(計画期間5年間)

○認可、運営基準等の条例の制定

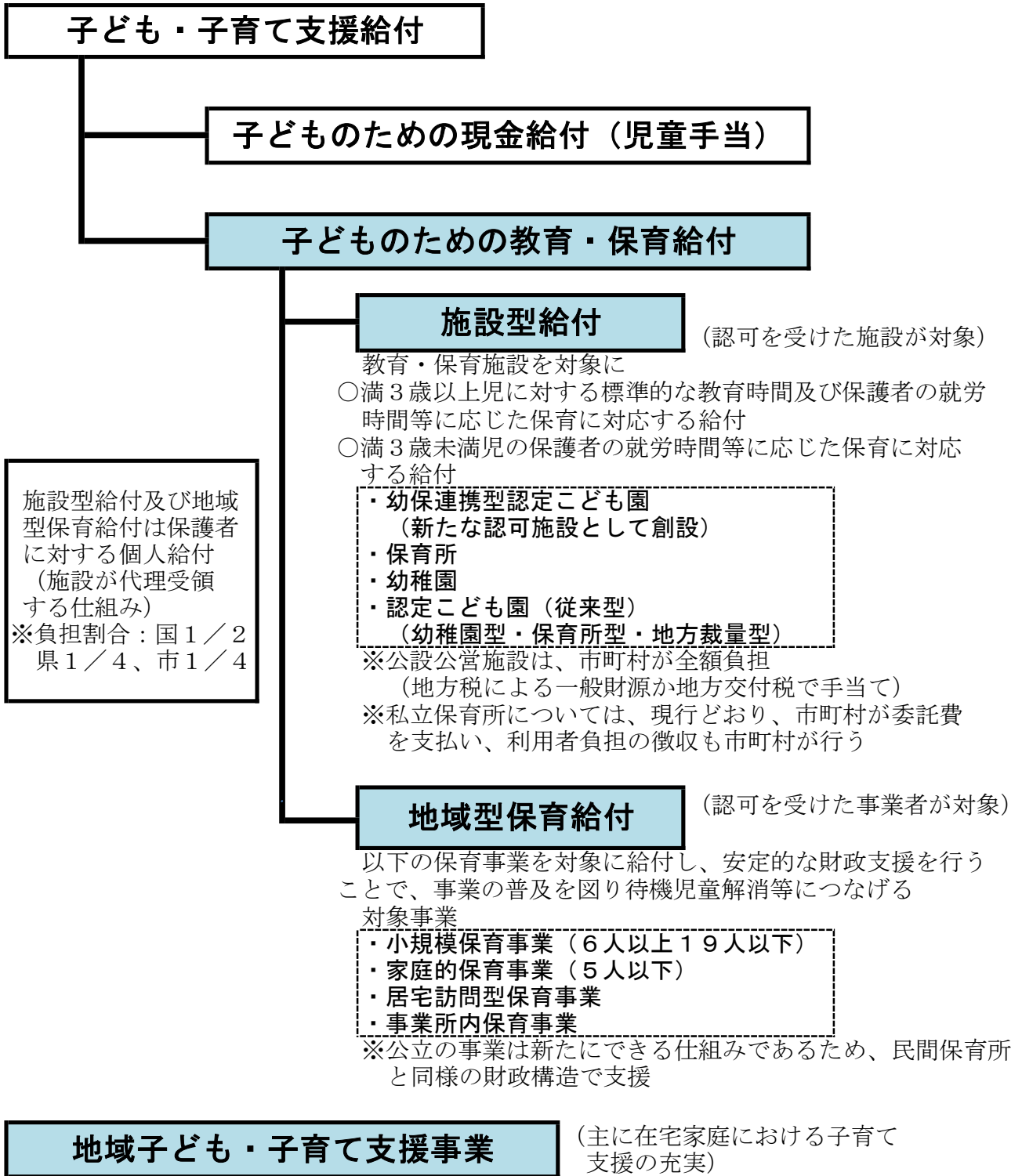
確認を受ける施設の運営基準、地域型保育事業の認可基準、放課後児童健全育成事業の設備運営基準等に関する条例等を整備する。



平成27年度

新制度スタート

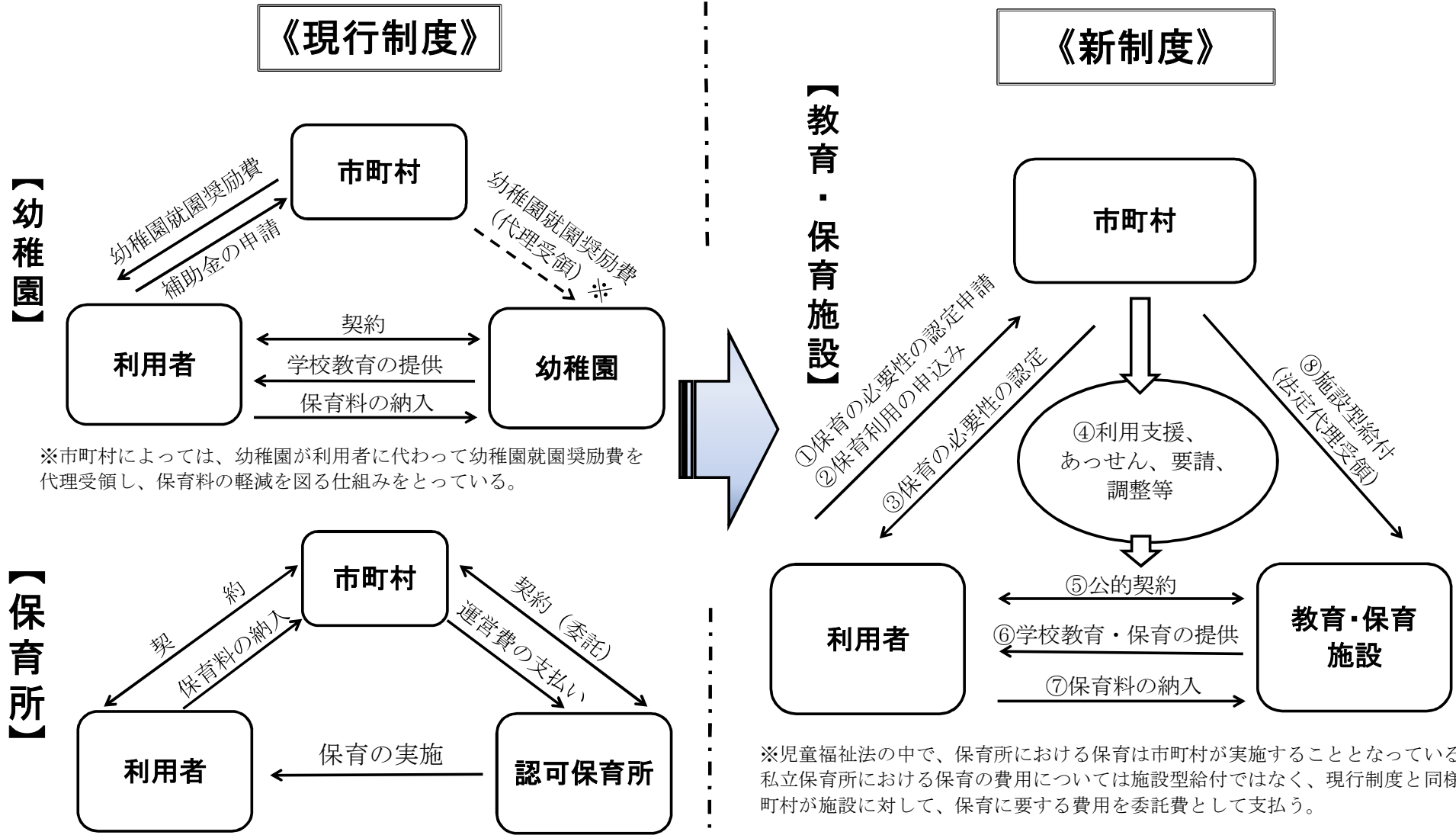
給付の全体像



- ・一時預かり事業、・乳児家庭全戸訪問事業、・ファミリー・サポートセンター事業（子育て援助活動支援事業として法定化）、・延長保育事業、・病児・病後児保育事業、・放課後児童クラブ（小学校6年生まで拡大）、・妊婦健診など 13事業が給付の対象

※補助率は法定化されておらず、今後の検討事項とされている。
※次世代育成支援対策推進法に基づく財政支援は平成26年度までの措置。平成27年度からは市町村子ども・子育て支援事業計画に記載する上記事業が財政支援の対象となる。

《新制度による利用手続きの流れ》



※児童福祉法の中で、保育所における保育は市町村が実施することとなっているため、私立保育所における保育の費用については施設型給付ではなく、現行制度と同様に市町村が施設に対して、保育に要する費用を委託費として支払う。